

議事日程第 1 号

平成 25 年 (2013 年) 招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会議会議事日程
平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日午前 9 時 30 分開議
議会期間 (平成 26 年 2 月 28 日から同年 3 月 27 日まで 28 日間)

日程第 1	発議第 1 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 3	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 4	諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 5	議案第 1 号	大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める条例 について
日程第 6	議案第 2 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例について
日程第 7	議案第 3 号	大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例 について
日程第 8	議案第 4 号	老人福祉法に基づく措置等に係る費用の徴収等に関 する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 5 号	大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び 管理に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 6 号	大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関 する条例並びに大阪狭山市立心身障害者福祉セン ター及び母子福祉センターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 7 号	大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について
日程第 12	議案第 8 号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 9 号	大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例につ いて
日程第 14	議案第 10 号	大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例に

ついて

日程第15	議案第11号	大阪狭山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第12号	変更契約の締結について
日程第17	議案第13号	市道路線の認定及び廃止について
日程第18	議案第14号	平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について
日程第19	議案第15号	平成25年度(2013年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第20	議案第16号	平成25年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について
日程第21	議案第17号	平成25年度(2013年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第22	議案第18号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市一般会計予算について
日程第23	議案第19号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第24	議案第20号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市下水道事業特別会計予算について
日程第25	議案第21号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市土地取得特別会計予算について
日程第26	議案第22号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第27	議案第23号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第28	議案第24号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について
日程第29	議案第25号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について
日程第30	議案第26号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計予算

について

- | | | |
|---------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 3 1 | 請願第 1 号 | 議員定数削減に関する請願について |
| 日程第 3 2 | 要望第 1 号 | 大阪狭山市・市議会議員定数の現状（15人）維持を求める要望について |

発議第 1 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市議会議長 西尾浩次

記

8 番 諏訪久義

9 番 片岡由利子

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住 所 大阪府大阪狭山市西山台一丁目11番4号

氏 名 岡田恒子

昭和15年10月9日生

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山五丁目2213番地の7 5-203号

氏 名 仲 野 重 行

昭和22年9月22日生

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目31番15号

氏 名 谷 村 三 千 代

昭和24年9月9日生

議案第 1 号

大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める
条例について

大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部におけるこれと同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 大阪狭山市の行政事務に従事した者で、大阪狭山市事務分掌条例（昭和53年大阪狭山市条例第23号）第1条に掲げる室又は部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（規則で定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ規則で定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（規則で定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ規則で定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改
正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 26 年(2014年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000

25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		

63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100		
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000		
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700		
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400		
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100		
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600		
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100			
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800			
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500			
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000			
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700			
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400			
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100			
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600			
86	239,700	294,800	343,200	383,900				
87	240,400	295,100	343,700	384,500				
88	241,100	295,500	344,200	385,100				
89	241,900	295,800	344,600	385,800				
90	242,400	296,200	345,100	386,400				
91	242,900	296,600	345,600	387,000				
92	243,400	297,000	346,100	387,600				
93	243,700	297,100	346,300	388,300				
94		297,500	346,800					
95		297,900	347,300					
96		298,300	347,800					
97		298,500	347,900					
98		298,900	348,400					
99		299,300	348,900					
100		299,700	349,400					

101		299,900	349,700					
102		300,300	350,100					
103		300,700	350,500					
104		301,100	350,900					
105		301,300	351,400					
106		301,600	351,800					
107		302,000	352,200					
108		302,400	352,600					
109		302,600	353,100					
110		303,000	353,500					
111		303,400	353,900					
112		303,700	354,200					
113		303,800	354,700					
114		304,200						
115		304,600						
116		305,000						
117		305,200						
118		305,500						
119		305,800						
120		306,100						
121		306,500						
122		306,800						
123		307,100						
124		307,400						
125		307,800						
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

附則に次の2項を加える。

(職務の級の切替え)

13 平成26年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、次の表の左欄に掲げる旧級(切替日の前日においてその者の属していた職務の級をいう。以下同じ。)の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

旧	級	新	級
---	---	---	---

1	級	1	級
2	級	2	級
3	級	3	級
4	級	4	級
5	級	5	級
6	級	6	級
		7	級
7	級	8	級

(号給の切替え)

14 前項の規定により新級を決定される職員の切替日における号給は、新級が7級未満の職員については切替日の前日においてその者が受けていた号給と同じ号数の号給とし、新級が7級以上の職員については市長が別に定める。

(教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和34年大阪狭山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「7級」を「8級」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「41,700円」を「45,850円」に改め、同項第6号中「第6号区分」を「第7号区分」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第5号区分」を「第6号区分」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第4号区分」を「第5号区分」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第3号区分」を「第4号区分」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第2号区分」を「第3号区分」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第2号区分 41,700円

第6条の4第4項第1号中「第4号」を「第5号」に、「第6号」を「第7号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 3 号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中	「	
	大阪狭山市小学校及び中学校教科用図書選定委員会	市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の選定、調査、審議等に関する事務

る教科用図書の選定 る事務	を	「	
		大阪狭山市小学校及び中学校教科用図書選定委員会	市立小学校及び中学校に関する調査、審議等に関する事務
		大阪狭山市いじめ問題対策委員会	市立小学校及び中学校の対策に関する調査、審議等に関する事務
		」	

校で使用する教科用図書の選定 議等に関する事務	に改める。
校におけるいじめ防止等のため 査、審議等に関する事務	
	」

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）
- 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

いじめ問題対策委員会委員	1回につき30,000円を超えない範囲で任命権者が市長の承認を得て定める額
--------------	---------------------------------------

議案第 4 号

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の徴収等
に関する条例の一部を改正する条例について

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり提出する。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の徴収等に関する条例の一部を改正する
条例

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の徴収等に関する条例（平成12年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「徴収等」を「支払命令」に改める。

第1条中「徴収及び」を削る。

第2条を削る。

第3条中「、第4号及び第5号」を「及び第4号」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条を第2条とする。

第4条及び第5条を削り、第6条を第3条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置
及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
について

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和63年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 6 号

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理
に関する条例並びに大阪狭山市立心身障害者福
祉センター及び母子福祉センターの設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例並びに大阪狭山市立
心身障害者福祉センター及び母子福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例並びに大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前9時30分から午後4時30分まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

(大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前9時30分から午後4時30分まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 7 号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の6の10中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第16条の11中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第20条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第16条の6の10、第16条の11及び第20条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「法第23条第1項第16号」を「法第23条第1項第17号」に改める。

第28条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第28条の5第1項中「当該年度の前年度において第28条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第24条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第4条中「附則第26条第1項」の次に「、附則第26条の2第1項」を加え、「附則第27条の2第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附則第19条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第17条第1項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の

配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第26条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「施行令附則第18条第6項」を「施行令附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第26条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第26条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第17条第1項及び第2項並びに第18条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第18条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第26条第1項」とあるのは「附則第26条の2第

1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。附則第26条の3から第27条までを削る。

附則第27条の2第2項中「附則第27条の2第1項」を「附則第27条第1項」に改め、同条を附則第27条とする。

附則第27条の3を削る。

附則第27条の4第2項中「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の2第3項」に、「附則第27条の4第4項」を「附則第27条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の2第3項」に改め、同条を附則第27条の2とする。

附則第27条の5を附則第27条の3とする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第17条第5項の改正規定は平成28年1月1日から、第28条の2第1項及び第28条の5第1項の改正規定は平成28年10月1日から施行する。

議案第 9 号

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第10号

大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防手数料条例（昭和47年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）の項中「91,000円」を「92,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 11 号

大阪狭山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「31,200立方メートル」を「26,700立方メートル」に改める。

第8条を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第12号

変更契約の締結について

平成25年(2013年)6月3日に岩田地崎建設株式会社大阪支店を相手方として締結した市役所庁舎耐震補強等工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大阪狭山市条例第12号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- 1 契約の目的 市役所庁舎耐震補強等工事
- 2 契約金額 変更前 ￥1,065,418,200-
変更後 ￥1,079,835,750-
(増額分 ￥14,417,550-)
- 3 契約の相手方 大阪市中央区大手前1丁目2番15号
岩田地崎建設株式会社大阪支店
取締役執行役員支店長 濱谷文雄

議案第13号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
東池尻35号線	東池尻四丁目1030番6地先から	東池尻四丁目1032番8地先まで
西池尻89号線	東池尻三丁目994番3地先から	東池尻三丁目926番7地先まで
西池尻90号線	東池尻三丁目932番3地先から	東池尻三丁目927番5地先まで
西池尻91号線	東池尻三丁目925番10地先から	東池尻三丁目926番2地先まで
西池尻70号線	池尻中一丁目450番7地先から	池尻中一丁目747番8地先まで

西池尻 8 6 号線	池尻中一丁目 4 3 7 番 1 1 地先から	池尻中一丁目 7 4 7 番 8 地先まで
西池尻 8 7 号線	池尻中一丁目 4 3 7 番 1 3 地先から	池尻中一丁目 4 3 7 番 5 3 地先まで
西池尻 8 8 号線	池尻中一丁目 4 3 7 番 2 7 地先から	池尻中一丁目 4 3 7 番 3 3 地先まで
西池尻 8 5 号線	池尻中三丁目 1 7 4 番 3 5 地先から	池尻中三丁目 1 7 4 番 4 6 地先まで
狭山 3 9 号線	半田六丁目 8 4 8 番 3 地先から	半田六丁目 1 1 4 0 番 1 0 地先まで
茱萸木 7 3 号線	茱萸木 1 3 3 3 番 1 6 地先から	茱萸木 1 3 3 3 番 1 0 地先まで
半田 2 5 号線	半田二丁目 2 8 2 番 9 地先から	半田二丁目 2 8 2 番 8 地先まで

廃止する路線

路線名	起 点	終 点
西池尻 7 0 号線	池尻中一丁目 4 5 0 番 7 地先から	池尻中一丁目 4 4 4 番 1 0 地先まで
狭山 3 9 号線	半田六丁目 8 4 8 番 3 地先から	半田六丁目 8 4 4 番 2 0 地先まで

議案第14号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正
予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第15号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第16号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第17号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第18号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市一般会計予算
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第19号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第20号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市下水道事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市下水道事業特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第 21 号

平成 26 年度 (2014 年度) 大阪狭山市土地取得特別
会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度 (2014 年度) 大阪狭山市土地取得特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 22 号

平成 26 年度 (2014 年度) 大阪狭山市介護保険特別
会計 (事業勘定) 予算について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度 (2014 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 予算を別案のとおり提出する。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 28 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第23号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第24号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第25号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第26号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)2月28日提出

大阪狭山市長 吉田友好



大阪狭山市議会議長 西尾 浩次 殿

請願書

議員定数削減に関する請願

平成 26 年 2 月 17 日

請願者 議員定数削減を考える会
請願者代表 大阪狭山市西山台 2-9-3 湯川義清
他は別紙 「議員定数削減を考える会」名簿参照

紹介議員 諏訪久義

1. 請願の趣旨

本市の市議会議員数 15 名は人口あたりで見た近隣他市に比べ多いので、「議決機関としての大きな権能」と「執行機関に対する監視能力の確保」という市議会の重要な責務に支障を来たさない範囲で、妥当と考えられる議員数への削減（現行 15 名を少なくとも 12 名とすること）を請願いたします。

2. 請願の理由

近隣他市（河内長野市、富田林市、松原市、羽曳野市、和泉市等）の議員定数/人口の数値を、市域が狭く人口が少ない当市に当てはめると議員数は 10 名前後となります。

市名	人口 (人)	市議会議員数 (人)	市会議員 1 人当たりの人口	大阪狭山市人口に換算した時の議員数
河内長野市	112,173	18	6,232人	9.3人⇒10人
富田林市	119,454	19	6,287人	9.2人⇒10人
松原市	123,753	19	6,513人	8.9人⇒9人
羽曳野市	115,904	18	6,439人	9.0人⇒10人
和泉市	184,988	29	6,379人	9.1人⇒10人
四条畷市	57,035	12 ^{注)}	4,753人	12.2人⇒13人

注) 四条畷市は次回選挙からの議員数

改正地方自治法に則りますと、議員定数は「最小の経費で最大の効果を挙げ」かつ「執行機関に対する監視能力の確保」を考慮した上で減少出来るとされており、これまでの議会質問が議員間で重複することもあり、各自治会から市への要望で済む内容も散見されるなど、執行機関監視能力の点でも議員数に余裕があると考えられますので、現行を削減しても大きな問題はないと考えます。

さらに、今後の議員定数を削減できる当市の要因として

「議員定数削減を考える会」名簿

2014/2/

No	住 所	氏 名	印
1	大阪狭山市西山台3-3-14	藤田 貞夫	
2	大阪狭山市西山台2-16-13	築山 武人	
3	大阪狭山市西山台1-18-11	多賀 慶子	
4	大阪狭山市西山台2-11-18	桑原 としみ	
5	大阪狭山市西山台2-11-19	高田 博子	
6	大阪狭山市大野台4-22-4	有田 玄久	
7	大阪狭山市西山台1-6-11	川 竹 了	
8	大阪狭山市西山台2-7-12	今谷 征司	
9	大阪狭山市大野台3-9-8	吾妻 孝	
10	大阪狭山市大野台2-23-10	藤原 静	
11	大阪狭山市大野台4-5-8	藤田 嘉雄	
12	大阪狭山市大野台1-2-7	泉 圭介	
13	大阪狭山市大野台2-9-11	内海 蕃	
14	大阪狭山市大野台9-20-11	的場 昇	
15	大阪狭山市大野台4-21-12	橋本 巖	
16	大阪狭山市大野台7-11-9	揚村 光男	
17	大阪狭山市西山台2-3-12	竹内 幸雄	
18	大阪狭山市西山台2-19-2	白井 晴秀	
19	大阪狭山市西山台1-4-16	中井 鶴彦	
20	大阪狭山市西山台2-16-13	築山 真美子	
21	大阪狭山市西山台3-3-9	虫口 良保	
22	大阪狭山市西山台3-3-9	虫口 照代	
23	大阪狭山市西山台2-7-11	浅田 直	
23	大阪狭山市西山台2-7-11	浅田 幸子	
23	大阪狭山市西山台1-28-2	大西 博和	
26	大阪狭山市西山台1-28-2	大西 法子	
27	大阪狭山市西山台1-4-76	中井 徳美	
28	大阪狭山市西山台5-1-9-405	西本 善次	
29	大阪狭山市西山台5-1-9-406	西本 鈴子	
30			

大阪狭山市・市議会議員定数の現状（15人）維持を求める要望書

大阪狭山市議会議長

西尾浩次 殿



日頃の議員活動や議会改革への取り組みなどに、感謝を申し上げます。

さて、市議会議員の定数削減がたびたび問題となっていますが、私たちは定数削減をしないで、15人の定数を現状維持していただきたいと願っています。

議員定数の削減が、行政改革であるかのようにいわれる意見もありますが、性質の違うことであり、民主主義制度の問題であると考えます。

自治体は住民が選んだ首長と、住民が選んだ議員で構成される「二元代表制」です。議会は行財政をチェックし、行政に住民の意思が反映されること、そのため議会の構成にも、民意が公正に反映されることが大切です。

大阪狭山市議会では、議長以外の全議員が一般質問され、多種多様な意見や要望などが取り上げられており、喜ばしいことだと思っています。

また、通年議会や議会報告会など、議会力アップの立場から、議会改革にも取り組まれているとお聞きしています。

市民との情報交換で、多様化した住民の声を反映し、行政に対する調査やチェック機能を強化すると共に、議会の構成と活動に民意がより公正に反映されることが、ますます重要になっていると思います。

また、議会制度は憲法や地方自治法で保障された民主主義制度であり、議会の活性化や役割の発揮が強く求められていると考えます。

従って、議員定数を減らすことは、民主主義の後退に繋がりますし、議会のチェック機能や役割を弱めることとなります。さらに、住民の声を市政に届けるパイプを細くし、地方政治に参加する参政権を狭める危険性もあり賛成できません。

議員定数が少ないほうがよいとの考えは、形だけあればよいことに繋がり、議会制度そのものの否定に通ずることになりますので、これ以上議員定数を減らすことなく、現状を維持していただくことを要望いたします。

2014年 2月 19日

新しい大阪狭山市政をつくる会

代表 相木守 鋭

大阪狭山市大野台 3-3-3

()